

## 農地中間管理事業の推進に関する市町村訪問を実施しました！

農地中間管理事業については、平成 26 年度及び平成 27 年度は目標面積を上回る実績を残すことができたが、平成 28 年度は機構集積協力金の交付単価が変更になったことや平場から中山間地域に集積の対象が移行してきたこと等から、借入、貸付とも目標を達成することができませんでした。

公社では、県の農地集積面積の目標達成に向けて、役員及び地区担当者が県農林水産部農業振興課担当職員、岩手県農業会議担当職員とともに、県内全ての市町村を訪問し、各地域の課題と今後の対応等について意見交換を行いましたので、その概要をお知らせします。

1 日 程 平成 29 年 7 月 3 日～8 月 7 日

2 訪問先 県内全 33 市町村の農政担当部・課及び農業委員会事務局



(平成 29 年 7 月 12 日 於：大船渡市)

### 3 主な意見交換の概要等

#### (1) 農地中間管理事業について

主な意見	対応方向
10 年の貸借期間は長い。 (関連意見：①農業政策が不透明。②世代交代によるトラブルを回避したい。)	公社の借入期間は、原則として 10 年としていますが、出し手の意向を踏まえ、柔軟に対応します。また、貸付期間は機構の借入期間の中で、受け手の営農計画等を考慮して協議のうえ

	<p>決定します。</p> <p>なお、経営転換協力金や耕作者集積協力金の交付対象となるためには、10年以上公社に貸し付ける必要があります。</p>
<p><b>集積するためには、利用条件の整備が必要である。</b></p> <p>(関連意見：①耕作が不便。②条件不利地を貸付けるために整備するか、整備が先か悩むところ。③農業者の費用負担や同意のいらない基盤整備に期待。④畑地の簡易な条件整備が必要である。)</p>	<p>土地改良区と連携し、簡易な条件整備の実施(農地耕作条件改善事業など)を検討します。改正土地改良法に基づく新たな基盤整備事業については、詳細な情報が入りしたいお繋します。</p> <p>また、転作田の畦畔除去や草地の排根線除去等については、新事業の創設等を検討するよう国等へ要望しているところです。</p>
<p><b>貸すことに抵抗感がある。</b></p> <p>(関連意見：①あの人には貸したくない。②貸した農地は戻らない。)</p>	<p>公社は、法律に基づき知事から指定された公的機関であり、信頼できる農地の中間的受け皿として安心して貸すことができます。</p>
<p><b>出し手(所有者)が窓口相談に来ない。</b></p> <p>(関連意見：①耕作が不便な農地につき、借り手がないことが分かっている。②相続登記未了地がある。)</p>	<p>利用条件が悪く、受け手が見込まれない農地については、登録農地として、担い手等に情報提供を行います。</p> <p>また、相続登記未了地については、共有持分の1/2を超える同意があれば、借入が可能ですので御相談ください。</p>
<p><b>公社を通すメリットがない。</b></p> <p>(関連意見：①信頼関係があり、問題なく農地が利用されている。②手続きが面倒。)</p>	<p>制度を活用する(公社を通す)ことで、機構集積協力金や固定資産税の軽減措置が受けられます。また賃料の授受など事務的手数も軽減されます。</p> <p>なお、法手続きに必要な書類の作成などは公社が行います。</p>
<p><b>中山間地域を進めるために、先事例を示してほしい。</b></p> <p>(関連意見：①中山間は条件が悪く受け手がない。②担い手不足は、平場も中山間も同じ。機械で解消できるか、できないかの違い。)</p>	<p>先事例については、公社のホームページにこれまでの事例を掲載しており、今後も内容を充実させていきます。</p> <p>なお、中山間地域において、農地の集積を進めるため、受け手の営農にインセンティブのある施策の検討を県等をお願いしています。</p>
<p><b>集落営農組織の法人化が進まない。</b></p> <p>(関連意見：①法人化後の経営の見通しが立たない。②メリットが少ない。③高齢者が構成員となっている。)</p>	<p>法人化しないと、農地中間管理事業の受け手とならないので、県に法人化の推進を要請しているところです。</p> <p>法人化は、信用や雇用面でのメリットがあるほか農地の出し手にも機械装備の軽減などの</p>

	メリットがありますので、これらをPRしながら法人化の支援をしていきます。
集積より集約化が必要だ。 (関連意見等：①担い手は規模拡大したいわけではなく頼まれるから借りている。②担い手はこれ以上農地を増やせない。他)	現在、水田地帯にある3法人が借入地や受託地を交換する方法で地域内の農地を集約しようとしている動きがあります。公社は話し合いの下となる当該地域の図面を作成するなど支援しており、この手法を他地域へ波及させていきます。
公共牧場は担い手カウントに。	公共牧場は、多くが市町村や牧野組合により運営されていますが、これらの運営主体は担い手に定義されていないので担い手への集積にみならず国等へ提案しているところです。
出入り作の調整をお願いしたい。	農地利用最適化推進委員の活動エリアを超えた利用調整は、農地コーディネーターが行いますので相談してください。
自留地が10a以上残ってしまい機構集積協力金や固定資産税の優遇措置が受けられない。	自留地は、現段階では制度上10a未満となっています。中山間地域では農地が分散して要件を満たせないことがあり、こういった事例が多く出た場合は、国等に対して地域の実情などを伝え制度の見直しなど検討するよう働きかけたいと思います。
担い手に集積するだけでなく、今耕作している方を維持していくことも大切。	地域の方々の役割などについて、マスタープランで話し合っていただくことが重要と考えています。

## (2) 登録農地制度について

主な意見	対応方向
①対象農地の明確にすること。 ②登録後の状況等を所有者に通知すること。 ③市町村の事務が増加する。	所有者が貸付けを希望している農地で、借受希望者が見込めない農地を「登録農地」としてリストアップします。 登録農地の情報は、公社（地区担当、農地コーディネーター）、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員等が共有するとともに担い手経営体に情報提供し、農地の利用調整に活用し借受希望者が見込まれた時点で借受けます。 登録は、狭隘・極小、土壌不良、用排水等不良、日照条件不良などの農地が対象となります。

### (3) 農地利用最適化推進委員との連携について

主な意見	対応方向
①推進委員の研修会等に参加して意見交換できればいい。 ②推進委員の役割を明確にして欲しい。	各市町村農業委員会が開催する研修会には、公社も参加し、農地集積等に係る意見交換をすることとしております。 また、農業委員委や農地利用最適化推進委員の役割と農地コーディネーターとの連携については、今後開催する研修会・会議等で明らかにしていきたいと考えています。

### (4) 手数料の徴収について

主な意見	対応方向
①公社経営上やむを得ない。 ②徴収に当たっては丁寧に説明すること。 ③初年度に一括徴収は厳しい。 ④機構集積協力がないと他の事業で実施する。 ⑤農家への周知もあり早く決めてほしい。	公社では、収益事業から農地中間管理事業に係る運営費の不足額を補てんしてきましたが、収益事業からの繰入が困難となり、継続的に事業を実施する財源を確保するため、これまで全額免除していた手数料（賃料の1%）を平成30年度から徴収することとしたものです。ご理解をお願いします。 徴収方法など詳細については別途ご案内いたします。

### (5) 業務委託の見直しについて

主な意見	対応方向
①公社と連携する仕組みであり額の多少は関係ない。 ②定額部分は実績に応じて減額していい。 ③がんばっているところも考慮してほしい。 ④市町村業務と重複している部分がある。 ⑤定額部分を下げ、1件当たりの単価をアップしては。	事業実績のほとんどない市町村の業務委託費（定額部分）については、平成30年度から減額する方向で検討しています。 また、新たな農業委員会制度が施行され「農地利用の最適化」が農業委員会で必須事務となったことから、役割分担の再チェックなどを行い、委託内容全般について見直しの検討を始めています。